

真庭市自主防災組織補助金

令和5年9月6日

区 分		事業内容	事業内訳（補助対象経費）	補助金額	補助限度額	備 考
防災資機材 整備事業	防災資機材	防災活動上必要な資機材の購入に要する経費	非常食、簡易トイレ、ベスト、キャップ、ヘルメット、腕章、防水シート、土のう袋、はしご、救助用、ロープ、スコップ、のこぎり、バール、つるはし、ジャッキ、担架、救急セット、毛布、懐中電灯、乾電池、給水タンク、消火器、消火ホース、バケツ、 その他市長が必要と認めたもの	加入世帯数に1,000円を乗じて得た額	加入世帯数に1,000円を乗じて得た額	更新は、補助金の交付を受けた年度の末日から4年経過後とする。
	基本備品	防災活動上必要な資機材の購入に要する経費	発電機、テレビ、ラジオ、ハンドマイク、無線機、テント、投光機、チェンソー、動力ポンプ、プレハブ倉庫、リヤカー、 その他市長が必要と認めたもの	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額	構成自治会数に100,000円を乗じた額	過去に市が交付した補助金の合計額が、補助限度額に達するまでは申請が可能です。 注) これまでに各自主防災組織に交付した合計額に基づき交付するとともに、限度額の更新はありません。
避難誘導看板整備事業		避難誘導看板の整備に要する経費	避難経路等に設置する避難所等への誘導看板	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額	構成自治会数に10,000円を乗じて50,000円を加えた額。ただし、100,000円を限度額とする。	
防災マップ整備事業		防災マップの作成に要する経費	危険箇所、避難所等の地域の防災情報によるもの	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額	構成自治会数に10,000円を乗じて50,000円を加えた額。ただし、100,000円を限度額とする。	
避難訓練等活動事業		防災訓練及び防災研修会を行うために要する経費	防災訓練を行うために必要な経費、防災研修会講師費用等	参加者数に200円を乗じて得た額	50,000円	補助金の交付は、1年度あたり一回までとする。 <u>毎年申請可能。</u>
自主防災リーダー養成支援事業		防災士資格等を取得するために要する経費	自主防災組織の構成員が防災士資格等を取得するために必要な受講料(研修会場までの交通費及び宿泊費を除く。)。ただし、資格取得後は、自主防災組織において活動を行い、市が開催する防災訓練、研修会等に参加し、防災意識の啓発活動に協力することを同意した者に限る。	補助対象経費の額	補助対象経費の合計額の10分の10以内の額とする。 (63,800円 目安)	防災士の資格を取得した年度に交付。 注) 交付は、1人につき、1回までとする。
避難行動要支援者個別計画策定支援事業		個別計画を策定支援するために要する経費	個別計画支援のために必要な経費、個別計画研修会や地域協議の会議費等	補助対象経費の額	加入世帯数に100円を乗じて10,000円を加えた額。	過去に交付を受けた補助金の合計額が補助限度額に達するまでとする。